

Codex Standard (CODEX STAN 193-1995) の設定根拠について

I. Codex Standard 設定の基となった 1 mSv の記載について

(CODEX STAN 193-1995 より抜粋)

Radiological criterion: The appropriate radiological criterion, which has been used for comparison with the dose assessment data below, is a generic intervention exemption level of around 1 mSv for individual annual dose from radionuclides in major commodities, e.g. food, recommended by the International Commission on Radiological Protection as safe for members of the public (ICRP, 1999)⁸.

⁸ ICRP Publication 82

II. ICRPによる個人年線量一般介入免除レベル1 mSvの勧告について

(ICRP Publication 82より抜粋)

(79) これまでの議論から、委員会は以下のように結論する：

10 mSv程度に近づく現存年線量は、それ以下ではある種の長期被曝状況に対して介入が正当化されそうにない一般参考レベルとして用いられるかもしれない。

(125) 第4章で論議されたように、公衆の構成員が受ける現存年線量が約10 mSvを下回るような状況では介入は正当化されそうもない。商品に起因し、介入を受け入れる年線量の成分がこのレベルに近づくことさえそれを許すのは不合理であろう。自然バックグラウンドの被曝は少なくとも年当たり数mSvの年線量をもたらす、認可された行為から起こりうる年線量を考慮すると、介入から免除すべきすべての商品からの年線量について年当たり数mSvのオーダーの上限値が残される。数種類の商品が同時にある特定の個人に対して高められた長期被曝の源となることはありそうもない。

(126) 上記の仮定に基づいて、委員会は以下のように考える。

・ ある状況において長期被曝の重要な原因となるある種の建材のような介入を受け入れる主な種類の商品からの予測される個人年線量に対しては、およそ1 mSvの一般介入免除レベルを勧告する。

・ この勧告に基づき、関係する国の機関および、該当する場合には、国際機関は、個々の商品特に特定の建材に対して、放射性核種別の一般介入免除レベルを誘導すべきである。